

評価者	環境部長	能條 裕子
-----	------	-------

評価対象分野・施策の方針・目標とすべきまちの姿

総合計画上の位置付け	分野	生活環境	施策の方針	野生鳥獣等への対応
目標とすべきまちの姿	法令等に基づく規制や啓発活動及び防除実施計画による捕獲等の推進により、生態系の攪乱が懸念される有害外来動物の個体数が減少し被害が低減するなど、鎌倉の生態系を守る取組が進められています。			

1 市民意識調査結果

(1) 認知度(回答者全体に占める割合)

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成30年度(2018年度)	15.2%	平成29年度(2017年度)	17.9%	平成28年度(2016年度)	14.7%
	平成27年度(2015年度)	17.7%				

(2) 妥当性

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない	
仕事の効果	必要以上の効果	1.2%	0.8%	0.3%
	ちょうどよい	1.8%	47.4%	1.8%
	効果不十分	2.6%	6.0%	17.4%

平成30年度(2018年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない	
仕事の効果	必要以上の効果	0.7%	0.7%	0.0%
	ちょうどよい	1.4%	48.7%	1.4%
	効果不十分	2.8%	7.9%	14.4%

平成29年度(2017年度)

全体における位置(効果とお金の両方が「ちょうどよい」の割合)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない	
仕事の効果	必要以上の効果	0.5%	2.3%	0.4%
	ちょうどよい	1.1%	48.1%	0.9%
	効果不十分	0.9%	6.7%	19.0%

平成28年度(2016年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない	
仕事の効果	必要以上の効果	0.4%	1.0%	0.4%
	ちょうどよい	1.4%	47.8%	0.9%
	効果不十分	3.7%	6.7%	14.9%

平成27年度(2015年度)

全体における位置(効果とお金の両方が「ちょうどよい」の割合)

(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答
平成30年度(2018年度)	28.1%	48.8%	3.3%	19.8%
平成29年度(2017年度)	26.5%	49.4%	1.8%	22.3%
平成28年度(2016年度)	29.8%	48.5%	2.0%	19.7%
平成27年度(2015年度)	24.6%	50.5%	1.9%	23.0%

2 内部評価

(1) 平成30年度(2018年度)の目標

湘南獣医師会及び関係機関等と連携し、狂犬病予防注射接種率の向上、犬の登録の推進、飼育者マナー向上を図るため、周知・啓発活動を推進する。(環境-16)
 飼い主のいない猫の不適切な餌やり等による糞尿や繁殖等へ対策(地域猫対策)について鎌倉保健福祉事務所及び関係団体と連携し取り組みを進めていく。(環境-16)
 有害外来動物については、外来生物法による防除実施計画に基づき、近隣市町と連携を図り、被害の防止を推進し、在来種の保護等を図る生態系の保全に努めていく。(環境-17)

(2) 目標とすべきまちの姿と平成30年度(2018年度)の目標との関連性

犬の登録の推進及び狂犬病予防接種率の向上は、犬の適正な管理に基づき狂犬病の発生予防を促進し、飼育者マナー向上を図るため、周知・啓発活動を推進する。(環境-16)
 飼い主のいない猫の不適切な餌やり等による糞尿や繁殖等へ対策を地域住民が担う地域猫対策を推進し、動物愛護の推進と向上を図る。(環境-16)
 有害外来動物の防除を実施することは、有害外来動物による、生物の多様性を阻害する生態系への被害、家屋等へ侵入して騒音や悪臭を発生させる生活環境への被害等を防止する。(環境-17)

(3) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		法定受託 事務	今後の 方向性	
整理番号	事業名	平成30年 度 (2018年 度)	平成29年 度 (2017年 度)	平成30年 度 (2018年 度)	令和元年 度 (2019年 度)	平成 30年 度 (2018 年度)	令和 元 年 度 (2019 年度)		事業 内容	予算 規模
環境-16	動物愛護推進事業	5,650	5,299	17,218	19,804	1.5	1.5	無	b	B
環境-17	鳥獣保護管理対策事業	10,153	7,584	21,721	25,413	1.5	2.0	無	b	B

(4) 主な実施内容

【主な実施内容】

犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付事務を実施した。(環境-16)
 狂犬病予防集合注射を神奈川県獣医師会と協働で実施し、接種率の向上に努めた。(環境-16)
 犬の登録推進について、広報かまくら等で周知するとともに、動物病院と連携して犬の適正な登録を推進し、未登録犬の解消に努めた。(環境-16)
 犬、猫の飼育マナー向上のため、広報かまくら・犬猫のフン放置防止プレートの配付による啓発を行い、鎌倉保健福祉事務所などの関係団体と連携し、飼育マナー向上の取り組みを進めた。(環境-16)
 鎌倉保健福祉事務所と連携し、海岸での犬の放し飼い防止パトロールを実施した。(環境-16)
 、市民が飼育する犬及び猫の盗難、迷子、災害等による逸走時の飼い主への早期返還並びに飼育者明示を図るためマイクログリップの装着を推進した。(環境-16)
 猫の不妊去勢手術を奨励し、飼い主のいない猫の繁殖防止を図った。(環境-16)
 傷病等野生鳥獣の保護捕獲を行い、神奈川県指定収容施設へ搬送した。(環境-17)
 アライグマ、ハクビシン、タイワンリスなどの有害外来動物による生態系、生活環境等の被害防止に係る説明・指導を行った。(環境-17)
 有害外来動物に係る被害の実態調査、捕獲の許可を行い、捕獲個体の処分業務を委託した。(環境-17)

【実施できなかった事業とその理由等】

(5) 平成30年度(2018年度)の取組の評価

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	適切	要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	適切	要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	適切	要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	適切	要改善

< 上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等 >

・犬の登録事業については、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付事務等を適切に行っている。犬の適正な登録を推進し、未登録犬の解消に向けて、動物病院等と連携し、周知、啓発に努めている。(環境-16)
 ・狂犬病予防注射未接種犬の所有者に対して毎年9月に行っている未接種通知後のフォローアップを進めている。(環境-16)
 ・猫の不妊去勢手術を奨励し、飼い主のいない猫の繁殖防止を行うとともに、犬猫の飼育マナー向上のため、広報、フン放置防止プレートの配付等による啓発を行い、鎌倉保健福祉事務所など関係団体と連携して取組みを進めている。(環境-16)
 ・鳥獣保護管理対策事業については、野生鳥獣の保護等に関する啓発を行い、保護した傷病野生鳥獣の神奈川県指定収容施設への搬送を行っている。(環境-17)
 ・アライグマ、ハクビシン、タイワンリスなどの有害外来動物による生態系、生活環境等の被害防止に係る説明・指導を行っている。(環境-17)
 ・有害外来動物に係る被害の実態調査、捕獲の許可を行い、捕獲個体の処分業務を委託している。これらの事業は、一部の被害を受けている方や飼い主に関わることになるため、受益機会について偏ることがないように注意が必要である。(環境-17)

(6) 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性

・引き続き狂犬病予防注射接種率の向上及び犬の適正な登録の推進、飼育者マナーの向上に取り組み、動物愛護を推進する。(環境-16)
 ・鎌倉保健福祉事務所、動物保護団体など関係団体と協力し、飼い主のいない猫を地域で適正飼養する地域猫対策の周知・啓発を図っていく。(環境-16)
 ・有害外来動物等による被害発生予防、原因除去、餌付け等の禁止の啓発を進め、在来種の保護及び生態系保全の取り組みを推進する。(環境-17)

(7) 令和元年度(2019年度)の目標

神奈川県獣医師会、湘南獣医師会及び関係機関等と連携し、狂犬病予防注射接種率の向上、犬の適正な登録の推進、飼育者マナー向上を図るため、周知・啓発活動を推進する。(環境-16)
 飼い主のいない猫の不適切な餌やり等による糞尿や繁殖等への対策を地域住民が担う地域猫対策について、鎌倉保健福祉事務所及び関係団体と連携し取り組みを進めていく。(環境-16)
 有害外来動物については、外来生物法による防除実施計画に基づき、近隣市町と連携を図り、被害の防止を推進し、在来種の保護等を図る生態系の保全に努めていく。(環境-17)

(8) 目標とすべきまちの姿と令和元年度(2019年度)の目標との関連性

狂犬病予防接種率の向上及び犬の適正な登録を通じて飼育マナーを向上することにより、ペットの適正飼育を促進し地域の生活環境の向上が図られる。(環境-16)
 地域猫対策を通じて動物愛護の推進と向上を促進することにより、地域の生活環境の向上が図られる。(環境-16)
 有害外来動物の防除を実施することにより、有害外来動物が家屋等へ侵入して騒音や悪臭を発生させる生活環境への被害等の防止、有害外来動物による生物の多様性を阻害する生態系への被害を防止が図られる。(環境-17)

3 主な事業における指標(目標ごとに1つ設定)

整理番号	環境-16	事業名	動物愛護推進事業					備考
指標の内容	登録されている犬の狂犬病予防注射接種率	単位	%	指標の傾向			備考	
当該指標を設定した理由	登録されている犬の狂犬病予防注射接種率の向上を目指すため	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)
		目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績値	77.7	77.0	77.0	73.7	74.8	
		達成率	77.7%	77.0%	77.0%	73.7%	74.8%	

整理番号	環境-17	事業名	鳥獣保護管理対策事業					備考
指標の内容	タイワンリス捕獲数	単位	頭	指標の傾向	↗		備考	
当該指標を設定した理由	有害外来動物として具体的な把握が可能であるため	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)
		目標値	380	800	800	900	900	900
		実績値	750	990	978	747	1,571	
		達成率	197.4%	123.8%	122.3%	83.0%	174.6%	

参考 前年度外部評価結果への対応

課題	指摘への対応、コメント等
<p>鎌倉市民評価委員会からの指摘</p> <p>・有害野生鳥獣については、外来生物法による防除実施計画に基づき、近隣市町と連携を図り、被害の防止を推進し、生態系の保全に努めていくことが望まれる。</p> <p>・ヒアリ等新たなものが出来た時の対応をどうするか、何か起こってから対応するのではなく、窓口等も含め先に考えておくべきではないか。すでに複数の市で存在が発見されていることなどへの対応が必要である。</p> <p>・タイワンリスが年度により捕獲数に差があるようだが「目標とすべきまちの姿」にあるように、個体数は減っているのか。指標が「目標とすべきまちの姿」へ近づくための数値としてわかりにくい。</p>	<p>引き続き県及び三浦半島地域内市町と連携し、緑地、公園等での計画的な防除の実施、効果的な駆除方法等の情報共有を行い、有害外来動物の捕獲圧力を強め、在来種の保護等生態系の保全に努めます。</p> <p>県、環境省等関係機関と情報を共有し、密接に連携を図るとともに、市民等への情報提供に努めます。</p> <p>有害外来動物の生息域は、三浦半島地域に広く浸透しているため個体数(生息数)の把握は困難ですが、各市町と連携し捕獲圧力を継続することにより、コントロール可能な範囲まで個体数を削減する取り組みが必要であることから、捕獲数を指標としています。</p>
<p>提言</p> <p>・犬・猫の飼育マナー向上のために取組に努力しているが、行政のやるべき仕事とは思えない。</p> <p>・他の外来生物の生息数なども「指標」とすべきである。</p>	<p>提言に対するコメント等</p> <p>動物愛護法における地方公共団体の役割として、動物の愛護と適正な飼養に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図ることとされており、鎌倉保健福祉事務所と連携し、犬・猫の飼育マナー向上の周知啓発等を通じて、生活環境の保全を図っています。</p> <p>生息数の把握は困難であるため、鎌倉市にて防除実施計画を策定しており、アライグマなどと比較して捕獲数が圧倒的に多いタイワンリスの捕獲数を指標としています。</p>
<p>質問</p> <p>・「目標とすべきまちの姿」にある、法令等に基づく規制や啓発活動及び防除実施計画による捕獲等の推進により、生態系の攪乱が懸念される有害外来動物の個体数が減少し被害が低減するなど、鎌倉の生態系を守る取組が進められています。」について、市内において「生態系の攪乱が懸念される有害外来動物」とは具体的に何か？</p> <p>・「指標」の「登録されている犬の狂犬病予防注射接種率」について、行政が行っている集団接種以外の獣医師会に所属しない医師による接種についても把握しているのか？</p> <p>・「指標」の「タイワンリス捕獲数」について、設定理由を「外来有害動物として具体的な把握が可能であるため」としているが、捕獲数の増減と、生息数はどのような関係があるのか？</p>	<p>質問に対する回答</p> <p>三浦半島地域の首長が連携事業を協議する場である三浦半島サミットの第2回会議において、三浦半島地域での連携による対策の強化の一環として、具体的な捕獲目標値が設定された特定外来生物のアライグマ及びタイワンリスのほか、これらと同様に生活環境被害を及ぼすハクビシンです。</p> <p>狂犬病予防法では、狂犬病予防注射を受けた犬の飼い主に市へ届出することを義務付けているため、獣医師会に所属しない獣医師による接種についても把握しています。</p> <p>有害外来動物は、長い時間をかけて生態系に浸透しているため、生息数の把握は困難ですが、生活被害等の低減のため捕獲圧力の維持・強化が必要であると考えます。</p>

野生鳥獣等への対応

評価できるところ

- ・湘南獣医師会と連携し、犬の登録の推進及び狂犬病予防注射接種率の向上と飼育者のマナー向上を啓発するポスターやホームページ等での掲示等を推進。狂犬病予防注射接種率の向上、犬の登録の推進、飼育者マナー向上を図るため、周知啓発活動を推進している。所有者に対して犬の登録推進について、広報かまくら等で周知するとともに、動物病院と連携して犬の適正な登録を推進し、未登録犬の解消に努めた。
- ・犬及び猫の盗難、迷子、災害等による逸走時の飼い主への早期返還並びに飼育者明示を図るためマイクロチップの装着を推進、犬猫のフン放置防止プレートの配布等による啓発を行い、関係団体と連携して取組を進めている。
- ・有害野生鳥獣については、外来生物法による防除実施計画に基づき、近隣市町と連携を図り、被害の防止を推進している。台湾リス捕獲数の実績値などは成果が分かりやすい。生息数の把握は困難だが、台湾リス等の捕獲数から被害状況等を推測。
- ・犬の登録事業について、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付事務等を適切に行っている。犬の適正な登録を推進し、未登録犬の解消に向けて、動物病院等と連携し、周知、啓発に努めていること。
- ・犬の登録の推進及び狂犬病予防注射接種率の向上と飼育者のマナーの向上がみられる。

評価の内訳				委員会の評価
取組	2	0	6	
効果	1	0	-	-

課題

- ・犬・猫のマナーに関する苦情が多く寄せられているとあるが、本来は飼い主の問題の方が大であると思われる。行政でどこまで対応する必要があるか効率的な役割分担を図る必要がある。鎌倉保健福祉事務所と連携し、犬・猫の飼育マナー向上の周知啓発等。
- ・有害外来生物の個体数を確認する事が困難なため、効果の確認が出来ない。

提言

- ・有害野生鳥獣については、外来生物法による防除実施計画に基づき、近隣市町と連携を図り、被害の防止を推進し、生態系の保全に努めていくこと等が望まれる。
- ・台湾リスが有害外来生物であることの認識がやすい。観光客はリスのいることが、自然豊かと思ってエサを与えている。
- ・犬猫のマイクロチップ装着が義務化が法律で決まったが、行政として何か対策はあるのか？(補助金や周知など取組が必要では。)
- ・有害外来動物による被害とどのようなものか明示し、その減少状況を指標とすべき。

質問

- ・台湾リスの捕獲数がH30年度に例年の2倍近くになっている。一過性の増加とあるが、何か理由はあるのか。
- ・指標「狂犬病予防注射接種率」の実績値に向上が見られない。近隣他自治体・全国平均との比較ではどのレベルにあるのか？
- ・「猫の不妊去勢手術を勧奨」とあるが、具体的にどのような活動を実施しているのか？成果は上がっているのか？